

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)
((ひょうご県民連合))
(【迎山志保】)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1	案分率	共通案分率 %
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
	備考	読売新聞

幼作マ 沛 様のページ ****omukaiyama@gmail.com

ご利用明細照会 - 速報

カード確認 ▶ 照会中 ▶ 照会結果

カード名称	三菱UFJ-VISA (セキュリティタイプ)
-------	------------------------

以下のご利用明細は、5月10日 現在の速報ベースの内容です。
「割賦販売法上の用語について」

■ショッピングご利用分 (単位:円)

利用日 ▲	利用者 ▼	利用内容 ▼	利用区分 ▼	利用額 ▼	今回請求額	請求月 ▼
new 2023/4/1	V4009	Y C新聞購読料4月請求分	1回払い	4,100	4,100	6月
ショッピングご利用分請求額 (確定前) 合計						

※リボ払いご利用分のご請求額については、上記利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)

(【ひょうご県民連合】)

(【迎山志保】)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2		案分率 共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明
		備考 毎日デジタル

幼竹マ 様のページ

ご利用明細照会 - 速報

カード確認 ▶ 照会中 ▶ 照会結果

カード名称	三菱UFJ-VISA (セキュリティタイプ)
-------	------------------------

以下のご利用明細は、5月10日 現在の速報ベースの内容です。
「割賦販売法上の用語について」

■ショッピングご利用分 (単位: 円)

利用日 ▲	利用者 ▼	利用内容 ▼	利用区分 ▼	利用額 ▼	今回請求額	請求月 ▼
new 2023/4/2	V4009	毎日ID決済	1回払い	1,078	1,078	6月
ショッピングご利用分請求額 (確定前) 合計						

※リボルビング払いご利用分のご請求額については、上記利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

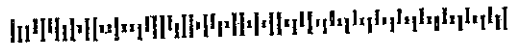
領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)
((ひょうご県民連合))
(【迎山志保】)

整理 番号	使 途 項 目				
	調査研究費	研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
3		共通案分率 50%			
		それ以外の案分 % 案分の説明			
		案分率			
		備考			
		ホンダファイナンス			
<table border="1"><tr><td>2023年 4月5日</td><td>37,614円</td><td>口座振替3 ホンダファイナンス</td></tr></table>			2023年 4月5日	37,614円	口座振替3 ホンダファイナンス
2023年 4月5日	37,614円	口座振替3 ホンダファイナンス			

912ADK1000138#

迎山 志保 様

〒180-0006
東京都武蔵野市中町2-4-15
第7柏柴ビルディング4F
株式会社ホンダファイナンス
リースセンター
TEL 0120-555-381

ホンダカーリースご契約のしおり

この度は、ホンダファイナンスのリース契約車両をご使用いただきまして、誠にありがとうございます。
お車を安全・快適にご利用いただく為に、この「ホンダカーリースご契約のしおり」を手引きとして、
ご契約車両の車検証と一緒にご保管頂きますようお願い申し上げます。

ご契約内容	
契約日	令和 1年 8月 10日
契約番号	30-1908-00128-2600-1
ご使用者	迎山 志保 様
車種	N-BOX FF
登録年月日	令和 1年 8月 22日
登録番号	姫路 587 ち 345
車台番号	
リース期間	令和 1年 8月 22日から 令和 5年 8月 21日まで 48ヶ月
月間走行距離	1,000 km
超過走行料	5 円/km

〈取扱販売会社〉
 (株)ホンダ加古川
 Honda Cars 加古川
 加古川南店

兵庫県加古川市尾上町養田644

TEL 0794-22-0228

〈指定サービス工場〉
 (株)ホンダ加古川
 Honda Cars 加古川
 加古川南店

兵庫県加古川市尾上町養田644

TEL 0794-22-0228

この車両のメンテナンスサービスは上記のサービス工場がさせていただきます。

038431

お客様へ必ずお渡しください

申込日 2019年6月8日 契約日 2019年6月8日

19/06/08 16:08:43 0016553

個人事業者のお客は、代表者の方の個人契約となりますのでご注意ください。

リース期間が登録日又は届出日が開始日となります。(中古車の場合は、名義変更日) 車両登録番号等については、後日、「リース料支払明細」等でご連絡させていただきます。

私及び連帯保証予定者は、裏面記載の「お申込の内容」及び「自動車リース契約(申込を含む)」における個人情報の取扱いに関する条項に同意の上、申込をします。

私及び連帯保証予定者は、本申込に係る審査のため、若しくは顧客管理のために、貴社が必要と認められる場合には、私及び連帯保証予定者の住民票を貴社が取得し利用することに同意します。

代表者 東京都武蔵野市中町二丁目4番15号 株式会社ホンダファイナンス 代表取締役

366001301

兵庫県加古川市尾上町養田644 C加古川 (株)ホンダ加古川 加古川南店 TEL: 0794-22-0228 FAX: 0794-25-0862

保守先 住所 TEL

三菱UFJ 口座名義

氏名 性別 生年月日

家族構成 1. 親子 2. 夫婦 3. 兄弟 4. 親戚 5. 代償者 6. 上司 7. 同僚 8. その他

規定損害金全額 2,146,944 円 走行距離 1.0 km/月 48.0 km 超過走行料 5.0 円/km

リース開始日 2019年 10月 5日 リース終了日 48ヶ月 リース料支払総額 1,805,472 円

オプション 保険料 加入条件 フリート 割引・割増率

お申込書 (甲) 法人名 フリガナ 法人番号 代表者氏名 電話番号 住所

預貯金口座 口座名義

連帯保証予定者 氏名 性別 生年月日 家族構成

リース自動車 新車 中古車 登録日 車種

リース条件 (A)リース料支払総額 (B)リース料支払総額 (C)リース料支払総額

費用負担区分 車両代 自動車税 自動車取得税

個人情報の取扱いに関する注意 個人情報が申請されたこと、契約された事実に関する情報は、与信判断及び与信後の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関のデータベースに登録され、貸付された事実に関する他の個人信用情報機関の加盟と連携により利用されます。

HFC 012-020-1903

申込日 年 月 日
契約日 年 月 日

申込時間 19/08/08 16:09:43
申込番号 HFC0016553

保証人
住所
電話番号

契約番号 26100
車種 新車
中古車

フリガナ
住所
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

運転免許証
パスポート
保険証券

東京都武蔵野市中町二丁目4番15号
株式会社ホンダファイナンス
代表取締役

コード 366001301
兵庫県加古川市尾上町養田644

C加古川
(株)ホンダ加古川
加古川南店
TEL 0794-22-0228
FAX 0794-25-0862

コード 034
住所
TEL

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

フリガナ
フリガナ
フリガナ

新車 中古車
11Y40G9
DBA-JE3

付属品・その他
フロアマツ ナビ194 ナビATT
ETCセツ ペイントシ
2,146,944 円

リース開始日
リース終了日
リース料

保険会社
保険種類
保険料

リース料
リース料

リース料
リース料

注意事項
HFC使用

リース車ご使用に関してのご案内

1. 日常点検について

安全快適にお乗りいただくために、ご使用前に運行に支障がないか点検をお願いします。(日常の保守(点検整備)責任が義務付けられています。)

2. リース期間中の整備について

整備手帳に基づいた定期点検整備をサービス工場で実施してください。

3. メンテナンス付リース車契約の取扱いについて

定期点検整備、一般整備、その他下記項目のメンテナンスサービスを受ける場合は必ずサービス工場受付に「ホンダカーリースご契約のしおり」をご提示ください。

この車両のメンテナンス内容は下表のとおりです。

項目	対人賠償	項目	対物賠償
6ヶ月毎	×	ブレーキシュー、パッド交換	×
12ヶ月毎	×	ラジエター液補充・交換	×
車検	○	バッテリー交換	×
オイル類補充交換	○	一般修理	○
オイルフィルター交換	×	ロードサービス	×
エアエレメント交換	×	タイヤ交換	×
プラグ交換	×		

※ご提示の無い場合はすべてお客様負担となる場合がありますのでご注意ください。

※お客様又は第三者の過失等で車両が破損した場合はお客様負担となります。

※サービス対象外(×印)項目はお客様負担となります。またバッテリー及びタイヤ契約数を超えた場合の交換はお客様負担となります。

※改造車はメンテナンスの対象外となります。

4. 自動車保険について

この車両には次の自動車保険が締結されています。

保険会社名		
証券番号		
保険期間	年 月 日から	年 月 日
相手への賠償	対人賠償	対物賠償
お客への賠償	人身傷害	搭乗者傷害
お車の賠償	車両保険の種類	車両保険免責

5. 事故発生(時)について

物損、人身事故に拘わらず最寄の警察へ必ず届け出てください。

①万が一、事故がおきてしまったら、次のように処置してください。

①けがの人の救護(119番)

救急車の手配または近くの病院に運ぶなどしてけが人をまず救護します。軽いけがでも必ず病院で診察してください。

②路上の危険防止

事故車両も安全な場所に移動させるなどして二次的の事故を防ぐようにします。自走できなければレッカーのご手配をしてください。

③警察への連絡(110番)

最寄の警察署に、必ず事故届けを出し、担当警察官の氏名を確認してください。

④相手方の確認をしてください(相手方の住所、氏名、連絡先ナンバープレート番号等)

⑤販売会社と保険会社へご連絡をしてください。

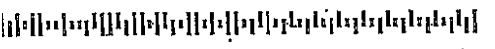
後納便

親展

転送不可

リース料お支払明細書

回数	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税	回数	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税
1	1	10	75,228	69,656	5,572	1	1	10	37,614	34,828	2,786
2	1	11	37,614	34,828	2,786	2	1	11	37,614	34,828	2,786
3	1	12	37,614	34,828	2,786	3	1	12	37,614	34,828	2,786
4	1	1	37,614	34,828	2,786	4	1	1	37,614	34,828	2,786
5	1	2	37,614	34,828	2,786	5	1	2	37,614	34,828	2,786
6	1	3	37,614	34,828	2,786	6	1	3	37,614	34,828	2,786
7	1	4	37,614	34,828	2,786	7	1	4	37,614	34,828	2,786
8	1	5	37,614	34,828	2,786	8	1	5	37,614	34,828	2,786
9	1	6	37,614	34,828	2,786	9	1	6	37,614	34,828	2,786
10	1	7	37,614	34,828	2,786	10	1	7	37,614	34,828	2,786
11	1	8	37,614	34,828	2,786	11	1	8	37,614	34,828	2,786
12	1	9	37,614	34,828	2,786	12	1	9	37,614	34,828	2,786
13	1	10	37,614	34,828	2,786	13	1	10	37,614	34,828	2,786
14	1	11	37,614	34,828	2,786	14	1	11	37,614	34,828	2,786
15	1	12	37,614	34,828	2,786	15	1	12	37,614	34,828	2,786
16	1	1	37,614	34,828	2,786	16	1	1	37,614	34,828	2,786
17	1	2	37,614	34,828	2,786	17	1	2	37,614	34,828	2,786
18	1	3	37,614	34,828	2,786	18	1	3	37,614	34,828	2,786
19	1	4	37,614	34,828	2,786	19	1	4	37,614	34,828	2,786
20	1	5	37,614	34,828	2,786	20	1	5	37,614	34,828	2,786
21	1	6	37,614	34,828	2,786	21	1	6	37,614	34,828	2,786
22	1	7	37,614	34,828	2,786	22	1	7	37,614	34,828	2,786
23	1	8	37,614	34,828	2,786	23	1	8	37,614	34,828	2,786
24	1	9	37,614	34,828	2,786	24	1	9	37,614	34,828	2,786
25	1	10	37,614	34,828	2,786	25	1	10	37,614	34,828	2,786
26	1	11	37,614	34,828	2,786	26	1	11	37,614	34,828	2,786
27	1	12	37,614	34,828	2,786	27	1	12	37,614	34,828	2,786
28	1	1	37,614	34,828	2,786	28	1	1	37,614	34,828	2,786
29	1	2	37,614	34,828	2,786	29	1	2	37,614	34,828	2,786
30	1	3	37,614	34,828	2,786	30	1	3	37,614	34,828	2,786
31	1	4	37,614	34,828	2,786	31	1	4	37,614	34,828	2,786
32	1	5	37,614	34,828	2,786	32	1	5	37,614	34,828	2,786
33	1	6	37,614	34,828	2,786	33	1	6	37,614	34,828	2,786
34	1	7	37,614	34,828	2,786	34	1	7	37,614	34,828	2,786
35	1	8	37,614	34,828	2,786	35	1	8	37,614	34,828	2,786
36	1	9	37,614	34,828	2,786	36	1	9	37,614	34,828	2,786
37	1	10	37,614	34,828	2,786	37	1	10	37,614	34,828	2,786
38	1	11	37,614	34,828	2,786	38	1	11	37,614	34,828	2,786
39	1	12	37,614	34,828	2,786	39	1	12	37,614	34,828	2,786
40	1	1	37,614	34,828	2,786	40	1	1	37,614	34,828	2,786
41	1	2	37,614	34,828	2,786	41	1	2	37,614	34,828	2,786
42	1	3	37,614	34,828	2,786	42	1	3	37,614	34,828	2,786



903A6K1000095#

0006
東京都武蔵野市中町2-4-15
7 柏栄ビルディング2F

Honda Finance
株式会社ホンダファイナンス

問合せ先 カスタマーセンター
TEL 0120-555-381

※土日祝日も営業しております。(一部除く)
開封前に宛名をご確認ください

心あたりのない場合は、お手数ですが上記(お問合せ先)までご連絡ください。
部分からゆくりとはがして中を覗くたさい。
紙に裏面の左下からもはがして中を覗くたさい。
封じている場合は十分に乾かしてから開封してください。

(※はお支払済み #は一部お支払済み) ※ご住所などを変更される場合には、表記「お問合せ先」までご連絡をお願い申し上げます。(単位:円)
反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてご確認ください。

リース料お支払明細書

この度は、ホンダカーリースをご利用いただき誠にありがとうございます。
 お支払明細書をご送付いたしますので、内容をご確認の上、契約終了まで大切に保管下さいます様
 お願い申し上げます。
 ☆尚、本状にお心あたりのない場合やご不明な点がございましたらお手数ですが
 表記「お問い合わせ先」迄ご連絡下さい。

<ご契約内容>

ご契約番号	30-1908-00128-2600-1	ご契約日	令和 1年 8月10日	ご契約区分	新規リース
ご契約者様	迎山. 志保 様				
リース期間	令和 1年 8月22日 ~ 令和 5年 8月21日 (4.8ヶ月)				
お取扱販売店名	(株)ホンダ加古川	加古川南店			
物件内容	N-BOX FF	姫路-587-ち-345			

<お支払内容>

お支払方法	口座振替	お支払回数	47回
お支払期日	毎月 5日	お支払総額	1,805,472円
リース料 お引落口座	*個人情報保護の為、お客様のお引落口座につきましては 表示を控えさせていただいております。 ※お支払期日の前日までに指定口座にご入金下さい。		

お支払期日は**毎月5日**です。(ただし金融機関休業日の場合は翌営業日になります)

月毎のお支払内容は、裏面に記載させて頂いております。同様に左下よりあけてご確認ください。

903A6K1000095

お
取
扱
店
様
へ
お
送
付
し
ま
す

※お名前、ご住所に変更がございましたら必ず裏面
の連絡先にご連絡ください。

※お届先のは住所、現在、受取人の名前、住所
がない場合は、お手数ですが「誤配」の届出
などをご手紙にて記載いただき、ご連絡下さい。
※お届先は、お届先と一致してください。

この部分よりゆっくりはがして中をご覧ください。
 反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてください。

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)

(【ひょうご県民連合】)

(【迎山志保】)

整理番号	使 途 項 目	
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明
		案分率 日本教育新聞

領 収 証

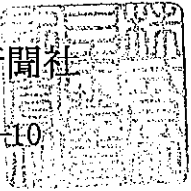
迎山 志保 様
(コード：500892)

金額 2,750 円

但し 日本教育新聞 購読料
購読期間 (年月)：202304 ~ 202304 分として
(自動口座振替)
受領日：2023/4/6

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台 3-2-10
TEL03-3280-7025



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)

(【ひょうご県民連合】)

(【迎山志保】)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
5		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明
		事務所家賃
		備考

領収証 迎山しほ事務所様 No. _____

金額	¥	4	5	0	0	0	—
----	---	---	---	---	---	---	---

内 訳 _____ 但 4月分家賃として

現金 _____

小切手 / 2023年4月10日 上記正に領収いたしました

手形 /

消費税額等(%) _____

消費税額等(%) _____

登録番号 _____

収入印紙

GR1621

建物賃貸借契約書 (事業用)

賃貸借不動産の表示

所在地	加古川市加古川町溝之口字中船頭137番地8		
種類	教習所		
名称・号室		2階	号室
構造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建 全1戸		
新築年月	平成20年 5月		
床面積	19.23㎡		
備考	1階 床面積 93.52㎡ 2階 床面積 79.75㎡		

契約期間、使用目的、引渡し日及び状況

契約期間	平成26年12月1日～平成28年11月30日迄の 2年間
使用目的・業種	事務所
引渡し日	平成26年12月1日
引渡し時の状況	

契約更新

契約満了時において貸主・借主双方に異議のない場合には、2年毎に、賃貸借契約を同一条件で自動更新するものとする。

預り金等

保証金(敷金)	80,000 円			円
敷引き				
返還時期	物件明渡し、清算後、		ヶ月以内とする	

月額賃料等 (内消費税)

賃料	40,000円 (円)
共益費	5,000円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
月額合計	45,000円 (円)

一時金 (内消費税)

礼金	円 (円)
権利金	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)

その他費用 (内消費税)

	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)

賃料等の支払時期、支払方法（どれかに☑をつけ、下記に記入のこと）

支払時期	翌月分を毎月	
<input type="checkbox"/> 持参払い	持参先	
<input checked="" type="checkbox"/> 振込払い	金融機関	
	普通	口座番号
	フリガナ	
<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	名義人	
	委託会社	引落日 日

貸与する鍵

場所	鍵番号	本数	場所	鍵番号	本数
		本			本
		本			本
		本			本

貸主及び管理者

貸主	住所	
	氏名	
管理者	同上	TEL
所在地		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。		
所有者	住所	
	氏名	

特約条項

貸借人 [redacted] (以下「貸主」という) と、借借人 迎山志博 (以下「借主」という) と、連帯保証人 [redacted] との間に、お互いが反社会的勢力に属さないことを確認し、表記貸借物件 (以下「本物件」という) について、貸主・借主および連帯保証人が署(記)名押印のうえ、本契約書のとおり、建物貸借借契約を締結した。

平成 26 年 12 月 1 日

(貸主・借主等)

貸主	住所	[redacted]	
	氏名	[redacted]	TEL [redacted]
借主	住所	02-214-0000 加古川市 [redacted]	
	氏名	迎山志博	TEL 079 (090) 5330 [redacted]
	緊急連絡先	[redacted]	
連帯保証人	住所		
	氏名	実印	TEL ()
保証機関			

(媒介業者)

		A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称		商号又は名称
	代表者の氏名	印	代表者の氏名 印
	主たる事務所所在地		主たる事務所所在地
	TEL		TEL
	免許証番号	() 第 号	免許証番号 () 第 号
	免許年月日	平成 年 月 日	免許年月日 平成 年 月 日
説明をする宅地建物取引業者	氏名	印	氏名 印
	登録番号	第 号	登録番号 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL		業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

— 契約条項 —

賃貸借の目的物および条件

第1条 貸主は、借主に本物件を、表記使用目的、引渡状況及び条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。
2 本契約の使用・営業時間及び看板等の設置については、貸主・借主協議の上別途定めるものとする。

保証金（敷金）

第2条 借主は、本契約締結と同時に、本契約から生ずる債務の担保として、表記保証金（敷金）を預け入れるものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。
2 借主は、表記敷引額を差し引かれることに同意するものとする。

賃料等

第3条 借主は、表記月額賃料等を毎月2.6日に翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。
2 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道料金等、および自治会費等は借主の負担とする。
3 契約および解約時の月額賃料の計算は次のとおりとする。
(1) 契約時の1ヶ月未満の月額賃料等は、引渡し日をもって日割り計算とする。
(2) 解約時の1ヶ月未満の月額賃料等は、日割り差し戻しはしないものとする。

賃料等の改定

第4条 貸主及び借主は、下記の条項に該当する場合には協議の上、賃料等を改定することができる。
① 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料等が不相当となった場合
② 土地又は建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料等が不相当となった場合
③ 近傍類似の建物の賃料等に比較して、賃料等が不相当となった場合

契約期間等

第5条 本物件の賃貸借の契約期間および契約更新内容は表記のとおりとする。
2 借主は、貸主に対して引渡し期日とその3ヶ月前までに書面により貸主に通知することにより、その通知した引渡し期日に本契約を終了させることができる。
3 前項の規定にかかわらず、借主は解約申し出の日から3ヶ月分の賃料または賃料相当額を貸主に支払うことにより、解約申し出の日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
4 本件建物の退去および鍵の返還は、本契約の終了とみなす。
5 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主はその6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。

物件の管理および物件内への立入

第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。
2 借主は、貸主から貸与された本物件の鍵を善良なる管理者の注意を持って保管かつ使用しなければならない。
3 借主は、別に定める「管理規約・使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。
4 本契約終了後に本物件を賃借しようとする者または本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、貸主及び物件の確認をする者は、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることが出来る。
5 貸主またはその使用人もしくは管理者は、本物件の保全・衛生・防犯・防火その他管理上緊急の必要あるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

第7条 天災地変・風水害・火災等ならびに諸設備の故障により借主が蒙った損害およびその他貸主の責に帰すべきことができない事由あるものについては、貸主はその責を負わないものとする。
2 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。
3 借主は契約締結と同時に自己所有の動産および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険（借家人賠償責任担保特約付等）に加入するものとする。
4 借主が、他の賃借人の行為によって蒙った損害に対しては事態の如何に関わらず、貸主はその責を負わない。
5 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了する。

- (1) 本物件が、天災地変・風水害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。
- (2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

事前承諾事項

第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。

- 2 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。
 - (1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移設・増設・除去または変更。
 - (2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。
 - (3) 給配水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。
- 3 前1・2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

禁止事項

第9条 借主は貸主の書面による承諾を得ずに、本物件の使用目的の変更、及び他に転貸・譲渡または他人に使用させたり、造作加工・模様替え・改修・増設・構造変更等をしてはならない。

- 2 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

契約の解除

第10条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- ① 借主が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- ② 借主の故意または過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。
 - ① 入居申込書または本契約書に虚偽の記載があったとき。
 - ② 本物件の全部または一部を第三者に転貸したとき。
 - ③ 本物件を、表記の使用目的以外に転用または併用したとき。
 - ④ 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去したとき。または、正当な事由なく引き続き2ヶ月以上使用せず、賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。
 - ⑤ 他の賃借人・近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
 - ⑥ 本物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
 - ⑦ 借主の営業に行政への届出、許可が必要な場合の届出もしくは許可が得られないとき、もしくは許可が取り消されたとき。
 - ⑧ 借主が解散、破産、民事再生等の申立をし、または申立を受けたとき、もしくは差押え強制執行等を受けたとき、もしくは借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約をしがたい事態と貸主が認めたとき。
 - ⑨ 借主またはその従業員が、反社会的勢力と目される組織に属し、もしくはこれに類する者、あるいは関係した者であることが判明したとき、及び当該関係者を訪問させたとき。
 - ⑩ 反社会的勢力の事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき、及び当該関係者を訪問させたとき。
 - ⑪ その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「管理規約・使用細則」に違反したとき。あるいは、借主の違反行為に対して貸主からの注意があっても改善されず、繰り返し違反行為が度重なるとき。

修繕

第11条 借主が本物件内に設置した設備・照明器具・ガラス・スイッチ・コンセント等および既設付属品の修繕については、その損耗の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。

- 2 本物件の壁・間仕切り・天井・床等、内装に関する修繕(塗替えおよび張替え等を含む)は借主の費用負担とする。
- 3 前1・2項の借主負担の修繕であっても、借主は、あらかじめ書面にて貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たうえで修繕するものとする。
- 4 貸主が修繕を行う場合は、借主は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒むことは出来ない。

原状回復・損害賠償義務

- 第12条 借主は、本物件を明渡すときは、借主の所有物の取去ならびに本物件内に設置した造作・間仕切りその他の設備の撤去をし、原状に回復し、貸主に明渡さなければならない。
- 借主の残置した物品等については、その価値の如何を問わず、所有権を放棄したものとみなし、貸主はこれらを任意に処分できるものとする。これらの処分に要する費用は借主の負担とする。
 - 貸主の書面による承諾なしに原状を変更したとき、もしくは貸主の承諾があるときでも、原状回復を条件としたときは、借主は、物件明渡しの際にその費用で原状に回復しなければならない。ただし、借主が原状回復しないときは、貸主は借主に代わって原状回復し、その費用を借主に請求するものとする。
 - 借主の故意または過失により、本物件を汚損・破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、借主はその費用において修復し、または損害を賠償しなければならない。

保証金(敷金)の返還等

- 第13条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の清算をしたうえ、本物件を明渡さなければならない。
- 貸主は、前項の債務弁済および清算の確認をし、本物件の明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、表記敷引きを控除した残額を借主に返還するものとする。ただし、貸主の都合で本契約が終了したときは敷引きをしないものとする。また、借主はその返還請求権を第三者に譲渡することはできない。
 - 前項において、貸主は借主に未払賃料等または第12条および第15条の損害賠償金等があるときは、これらを差し引いてその残額を返還するものとする。
 - 借主は、物件の明渡しに際し、前2・3項の返還金を除き、造作買取請求権等、名目にかかわらず、貸主に対して一切金員等の請求はできない。

通知義務

第14条 借主又は連帯保証人は、下記の条項に該当する場合は、直ちにその旨を書面によって貸主に通知しなければならない。

- 1ヶ月以上の不在又は現に不在であること。
- 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更
- 連帯保証人の死亡又は解散

遅延損害金

第15条 借主は、本契約から生じる金銭債務の支払いを遅延した場合は、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

連帯保証人

第16条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。なお、契約更新後においても同様とする。

- 借主は、連帯保証人が、無資力・死亡等要件を欠くに至ったときは、直ちに貸主の認める他の連帯保証人を付するものとする。

借主から連帯保証人に対する委任

第17条 借主は、連帯保証人に対し、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約の解除及び本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。

- この場合において、借主は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し出しないほか、貸主及び連帯保証人若しくは管理者に対し損害賠償その他の請求をしない。
- 借主が、貸主への届出をせず所在不明のまま2ヶ月以上経過したとき。
 - 借主が死亡し、相続人が不明等で、本契約の履行が困難に状態に陥ったとき。

合意管轄

第18条 この契約に関する紛争については、物件の所在地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第19条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

使用細則 (事業用)

この使用細則は、経営者・利用者の共存共栄を図り、快適な営業活動を維持することを目的といたしております。

違反行為等されますとテナントビル全体のイメージダウンとなり、皆様の営業に不利となります。違反行為をされますと解約の対象となりますので、お客様にもご注意のうえ、ご協力お願いいたします。

1. 契約者(経営者・使用者)は次の行為をしてはならない。

(1) 契約に定められた用途以外の用に供すること。

(2) 楽器等を夜間長時間演奏したり、有線放送・テレビ・ラジオ・ステレオ等の音量を著しく大きくすること。

(3) カラオケ等を公害防止条例による時間外の使用をすること。

(4) バルコニー・テラス等に物置きあるいはこれに類するものを、構築または設置すること。

(5) 窓・バルコニー等からももの(タバコ・空カン・空ビン等)を投げ捨てること。

(6) 共用部分(廊下・階段・通路・ホール等)に物品・私物等を放置すること。

(7) 自転車等を所定の場所以外に放置すること。

(8) 受水槽・電気室等の危険な箇所に立ち入ること。

(9) その他公序良俗に反する行為および他の居住者に迷惑・危害をおよぼす行為をすること。

(10) その他

2. ゴミの処理については、管理者の指定する方法を遵守しなければならない。

3. 長期間にわたり不在になるときは、事前に貸主または管理者に連絡しなければならない。

以上

解約・退去時については、事前に下記まで連絡のうえ、お手数ながら通知書をご送付下さい。
 なお、この通知書は、必ず明け渡し 〇ヶ月前に提出して下さい。

解約通知連絡先

〒675-0063 住所 加古川市加古川町平野79-11
 氏名 株式会社ニューライフ
 TEL 079-421-3345
 FAX 079-421-2880
 キリドリ線

解約通知書

通知年月日 平成 年 月 日

所有者 _____ 殿

管理者 _____ 殿

借主 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印

TEL () _____

振込先

銀行・信用金庫		支店									
当座・普通	口座番号										
フリガナ											
口座名義人											

借主 _____ は、建物賃貸借契約を解約し、平成 年 月 日に
 明渡すことを通知し、確実に履行することを確約いたします。
 万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は
 賠償します。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)

(【ひょうご県民連合】)

(【迎山志保】)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
6	案 分 率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
	備 考	事務所電気代

領 収 証 迎山しほ事務所 様 No. _____

金額	¥	1	3	7	0	—
----	---	---	---	---	---	---

内 訳 _____
 現 金 _____
 小 切 手 / _____
 手 形 / _____

但 3月分電気使用料として
 2023年4月10日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%) _____
 消費税額等(%) _____



収入印紙

登録番号 _____

GR1621

請求書

請求日 2023 年 4 月 10 日

迎山しほ 事務所 御中



下記の通り御請求申し上げます。

ご請求金額	¥46,370-
-------	----------

請求内訳	数量	単価	金額
4 月分家賃として(共益費 5,000 円含む)	1	¥45,000-	¥45,000-
3 月 使用電気料金(60 キロワット) ※電気メーターチェック日 3 月 6 日 備考電気メーター3 月 6 日 6053 4 月 9 日 6113	1	¥1,370	¥1,370
		小計	¥46,370-
		消費税	含む
		合計	¥46,370-

※電気料金の算出に関しては関西電力のホームページより電気料金単価を確認し、

- ①120 キロワットまでは 1 キロワットあたり 22.83 円
- ②120 キロワットを超えた分に関しては 1 キロワットあたり 29.26 円
(小数点以下切り捨て) として計算させていただいております。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)

(【ひょうご県民連合】)

(【迎山志保】)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
7		共通案分率 %
		それ以外の案分 100%
	案分率	案分の説明
	備考	登庁

0413 入場 加古川 出場 笠岡 3444 2674 770

活動報告書(登庁調査)

議員名	迎山 しほ
-----	-------

令和5年 4 月分

日付	整理番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
13	7	コロナ対策ヒアリング、政務活動費作業 _他	770	

※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)

(【ひょうご県民連合】)

(【迎山志保】)

整理番号	使 途 項 目				
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費			
8			案分率	共通案分率	50%
				それ以外の案分	%
			備考	通信費(ソフトバンク)	
/04/15	マスター国内利用	MZZ ソフトバンクM(03ガツ)	本人	1回払い	¥ 14,851

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号： 8438868096
Billing number

発行日 2023年 4月 11日

請求月 2023年 3月分
Month of Issue

ソフトバンク株式会社 (ワイモバイル)


電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	利用料 SoftBank光/SoftBankAir (10%課税対象分)	7,759	内 税
	利用料 SoftBank光/SoftBankAir (課税対象外等)	330	内 税
	小計	8,089	
	* * * 契約期間 2年 3ヶ月 * *		
	基本料 スマホベーシックプランM (タイプ1) [3月 1日 ~ 3月 31日]	3,680	10%
	割引 おうち割 光セット (A)	-500	10%
	通話料 スマホベーシックプランM (タイプ1)	11,080	10%
	月額料 スーパーだれとでも定額	1,000	10%
	(スーパーだれとでも定額 通話回数 163回)		
	無料 スーパーだれとでも定額 無料通話分	-11,040	10%
	通信料 4G LTE/5Gモバイルデータ通信@0円 68046485Pkt	0	10%
	(通信量合計 68046485Pkt [8.12GB])		
	通信料 メール (SMS)	63	10%
	通信料 メール (SMS) (SBM/他社宛)	408	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	4,693	
021-1756-0242	* * * 契約電話番号 [REDACTED] * *		
	端末代 分割支払金/賦払金	1,600	対象外
	小計	1,600	
	合計	14,382	
	内課税対象額 10%	4,693	
	内課税対象額 計	4,693	
	消費税等 10%	469	
	消費税等 計	469	
	ご請求金額	14,851	
	(税込金額 計 10%)	12,921	
	(課税対象外 計)	1,930	

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)

(【ひょうご県民連合】)

(【迎山志保】)

整理番号	使 途 項 目	
9	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <hr/> <div style="text-align: center;">  <p>お客様控え IDEMITSU (クレジット領収書)</p> <p>331037</p> <p>セルフ加古川 TEL 079-423-6208 出光リテール販売関西カンパニー 兵庫県加古川市加古川町溝之口590-1 TEL 079-423-6208</p> <hr/> <p>売上 2023年 4月18日 12:18 MUKAIYAMA SHIHO 様 出光クレジット</p> <p>出光ゼアス P-10(内) 23.82 L 8152.0 3621円 01200.00 (内、アフリ油種値引 -83.0 -71円)</p> <hr/> <p>合計 3,621円 (内、消費税等(10.00%) 329円) (内、P支払可能金額 3,621円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000001487 端末識別番号：0817501331037 端末処理通番：10016 ATC：0040 IC/MS識別子：IC AID:A000000025010402 AMEX カードシーケンス番号：01</p> </div>	<p>共通案分率 50 % それ以外の案分+100% 案分の説明</p> <p>案分率</p> <hr/> <p>ガソリン代</p> <p>備考</p>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)

(【ひょうご県民連合】)

(【迎山志保】)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・ 研修費 ・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
10		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明
		案分率
		備考 モーニングセミナー

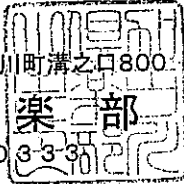
領 収 証

迎山志保 様

¥1,000-

上記金額正に領収いたしました
令和5年4月21日

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口800
加古川倶楽部
TEL (079) 423 - 0333



活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	迎山 志保
-----	-------

活動名	モーニングセミナー				
活動概要	<p>2023年4月21日(金) 7:30~8:45 加古川プラザホテル 加古川倶楽部 スピーカー 岡田康裕 加古川市長 『加古川市の今年度の取り組みとまちのビジョン』 参加者：市内金融機関、事業者など</p>				
経費	領収書No	項目・内容	支出額	案分率 (%)	政務活動費 充当金額
	4 10	モーニングセミナー	1,000	100	1,000
		合 計		1,000	
備考					

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

5
(令和年4月分)
((ひょうご県民連合))
(【迎山志保】)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11		案分率
		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明
		備考
		神戸新聞

幼作マ 泳 様のページ

ご利用明細照会 - 速報

カード確認 ▶ 照会中 ▶ 照会結果

カード名称	三菱UFJ-VISA (セキュリティタイプ)
-------	------------------------

以下のご利用明細は、5月10日 現在の速報ベースの内容です。
「割賦販売法上の用語について」

■ショッピングご利用分 (単位:円)

利用日 ▲	利用者 ▼	利用内容 ▼	利用区分 ▼	利用額 ▼	今回請求額	請求月 ▼
new 2023/4/30	V4009	神戸新聞 河本新聞舗	1回払い	4,165	4,165	6月
ショッピングご利用分請求額 (確定前) 合計						

※リボルビング払いご利用分のご請求額については、上記利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。